

# 海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の1の別に定めるくろまぐろについて

(第6管理期間)

令和3年3月3日公表

## 第1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 本県において、くろまぐろは主に日本海における沿岸くろまぐろ漁業、定置網漁業により漁獲されている。
- 2 くろまぐろの保存及び管理を通じて、安定的で持続的な資源の利用を図るため、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講ずることとする。
- 3 本県の知事管理量を適切に管理するため、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導を行うものとする。併せて、知事管理量を超えるおそれがあるときは、この旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講ずるものとする。
- 4 これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図る観点から、漁業者協定等の締結を促進し、本県の管理措置と相まった漁業者による自主的な漁獲管理の取組を行うものとする。

## 第2 くろまぐろの漁獲可能量について兵庫県の知事管理量に関する事項

魚種	管理の対象となる期間	数量	左記のうち配分を留保する数量
くろまぐろ30キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）	第6管理期間	6.1トン	—
くろまぐろ30キログラム以上の大型魚（以下「大型魚」という。）	第6管理期間	10.6トン	6.9トン

なお、くろまぐろの漁獲可能量の対象となる採捕の数量が国の基本計画第3の1の表に掲げる数量を超えるおそれが著しく大きいと認めて農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって上表の本県の知事管理量とする。

## 第3 くろまぐろの知事管理量について、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

- 1 第2に定める知事管理量について、採捕の海域別に定める数量は次のとおりとする。

採捕の海域	小型魚	大型魚
日本海	6.0トン	1.7トン
瀬戸内海	0.1トン	—
上記以外の海域（以下「その他の海域」という。）	—	2.0トン

- 2 1に定める海域別の数量について、採捕の種類別に定める数量は次のとおりとする。なお、瀬戸内海及びその他の海域においては、採捕の種類別の数量を定めないものとする。

採捕の海域	採捕の種類	小型魚	大型魚
日本海	沿岸くろまぐろ漁業	2.5トン	1.7トン
	定置網漁業	3.5トン	

- 3 下記の事由により第2に定める本県の知事管理量が変更された場合は、その事由ごとに1及び2に定める数量を下記のとおり変更することとし、その旨を関係海区漁業調整委員会に報告する。

なお、下記に該当しない事由により知事管理量が変更された場合は、関係海区漁業調整委員会の意見を聴き、本計画を変更するものとする。

- (1) 国の留保からの配分による変更

小型魚については、採捕の種類毎に、国からの配分数量に下記の比率を乗じた数量(小数第2位を四捨五入)を配分することとする。また、大型魚については県の留保とする。ただし、国の基本計画及び水産政策審議会資源管理分科会の意見にて用途が明示されて配分された数量を除く。

採捕の海域	採捕の種類	比率
日本海	沿岸くろまぐろ漁業	0.8
	定置網漁業	0.2

- (2) 融通による配分量の交換

第2に定める大型魚の留保又は2に定める大型魚の数量と小型魚に係る国の留保、大臣管理量又は他の都道府県の知事管理量を交換して譲り受けた数量については、(1)と同様に配分する。

- 4 本県は、1又は2に定める採捕の海域又は種類における採捕の数量が当該知事管理量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第10条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を発出する。

#### 第4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

本県は、第2並びに第3の1及び2に示した知事管理量を遵守するため、県内の漁業者に対し以下の管理措置を講ずる。

## 1 採捕数量の報告体制

本県は、法第17条第3項の規定に基づき規則で定める報告のほか、関係漁業協同組合等に対し次のとおり報告を求め、漁獲状況を把握することとする。

また、本県におけるくろまぐろの採捕の数量が第2に定める知事管理量（留保を設定している場合は留保した数量を除く。）の7割を超えた後に、関係漁業協同組合等から1日0.3トンを超える採捕の数量の報告があった際は、速やかに国に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

### (1) 沿岸くろまぐろ漁業

ア 関係漁業協同組合は、くろまぐろの漁獲があった場合、漁獲があった日の翌日中に当該日の漁獲量を県に報告するものとする。

イ 本県は、アの報告をとりまとめて関係漁業協同組合に情報提供し、各漁業協同組合は、所属漁業者にその情報を周知するものとする。

ウ 急激な採捕の数量の積み上がりに備え、各漁業協同組合は本所、支所ごとにおける沿岸くろまぐろ漁業の1日の漁獲量が0.1トンを超えた場合は、以下の体制により、速やかに本県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

漁業協同組合	本県
販売担当者は、各漁業協同組合の連絡担当者に連絡	・漁業協同組合の連絡担当者は県但馬水産事務所に電話及びメールにより連絡 ・本県は送信者に受信した旨を連絡

エ ウの報告があった場合、本県は直ちに関係漁業協同組合へ連絡し、第2又は第3の2に定める数量の残枠が判明するまでは、新たな操業を自粛するよう指導するものとする。

オ その他、必要に応じて本県は関係漁業協同組合に漁獲状況の報告を求めるものとする。

### (2) 定置網漁業

定置網漁業においてくろまぐろの漁獲があったときは、関係漁業協同組合等はその都度速やかに本県に報告するものとする。

### (3) その他の漁業

その他の漁業においてくろまぐろの混獲があったときは、関係漁業協同組合等はその都度速やかに本県に報告するものとする。

## 2 採捕の数量の公表等

本県は法第8条第2項の規定に基づき、採捕の数量が第2又は第3の1若しくは2に定める知事管理量を超えるおそれがあると認められる場合として、第2又は第3の1若しくは2の数量の7割を超えており、又は超えるおそれがあると認めるときは、当該採捕の数量を公表するものとする。

### 3 早期是正措置等

本県は2により採捕の数量を公表した後、当該公表に関わる採捕について、速やかに法第9条第2項の規定に基づく勧告を内容とする以下の早期是正措置を本県漁業者に対し講ずるものとする。

- (1) 沿岸くろまぐろ漁業  
操業の自粛を勧告する。
- (2) 定置網漁業  
全ての生存個体の再放流を勧告する。
- (3) その他の漁業  
全ての生存個体の再放流を勧告する。

### 4 その他の管理措置等

- (1) 本県は管内の漁業者へ管理の取組を指導した場合は、管内の遊漁者及び遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、本県は国に当該指導内容を速やかに報告するものとする。
- (2) プレジャーボート等を利用した採捕者に対しては、採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、本県は国と協力しつつ、釣り団体の各ホームページ等を通じてくろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

## 第5 その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

- 1 本県の採捕の数量が第2又は第3の1若しくは2の知事管理量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるときは、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止等を命令する。
- 2 法第10条第2項の規定に基づき採捕の停止等の命令が出された際は、本県の水面を利用する遊漁者に対しても採捕の停止を命令する。
- 3 第2管理期間における小型魚の超過分については、原則、各管理期間ごとに当初の配分から0.1トンずつ差し引くこととする。